

福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）

第1条 目的

本要領は、福山市が発注する建築工事において、工事関係書類の往復、処理の円滑化及び迅速化等を図るための情報共有システムの利用に際し必要な事項を定める。

第2条 利用対象工事

(1) 発注者指定型

設計金額が3,500万円以上の工事は、原則として情報共有システムを利用する。

(2) 受注者希望型

発注者指定型以外の工事で、当初契約金額が500万円以上の工事は、受注者が希望した場合、監督職員及び検査職員との協議の上、情報共有システムを利用することができる。

第3条 利用する情報共有システム

広島県工事中情報共有システム

<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

第4条 利用対象とする工事関係書類

情報共有システムの利用対象とする工事関係書類は、工事関係図書のうち工事打合せ簿（履行報告書を含む）、段階確認書、材料確認書及び確認・立会依頼書とする。施工計画書及び工事写真等における情報共有システムの利用は監督職員との協議で決定する。

第5条 工事中における利用対象範囲

情報共有システムの利用対象とした工事における情報交換・共有は、原則として情報共有システムを利用する。ただし、工事関係図書のうち電子化するのが非効率な書類は、紙での供覧をするが、決裁は情報共有システムで行う。

第6条 情報共有システムの利用料

情報共有システムの利用に当たり、受注者が（一社）広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。

第7条 設計図書への明示

情報共有システムの利用対象工事は、特記仕様書又は現場説明書にその旨を記載する。

第8条 情報共有システムを利用した工事の検査

情報共有システムを利用した工事関係書類のうち、電子媒体で納品された書類は、原則としてパソコンを利用した検査を行う。

第9条 その他

本要領に定める事項の他、情報共有システム利用手引（建築工事）に基づいて運用し、定めがない事項に関しては、受発注者間で協議し定めるものとする。

附則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。